



特定非営利活動法人

尾張東部成年後見センター

〒470-0131

日進市岩崎町野田 18 番地 18

日進市障害者福祉センター内

TEL 0561-75-5008 Fax 0561-75-5088

メール：mail@owaritoubu-kouken.net

平成 24 年 4 月号（通算第 1 号）会 報

平成 23 年 10 月尾張東部成年後見センター開所からあつという間に半年が過ぎました。センター開所日には、行政職員が待ってましたとばかりに事案を持って来所されたり、各市町への挨拶周りでは福祉関係者から、すぐに相談の予約が入ったりと、期待の大きさを感じてのスタートでした。

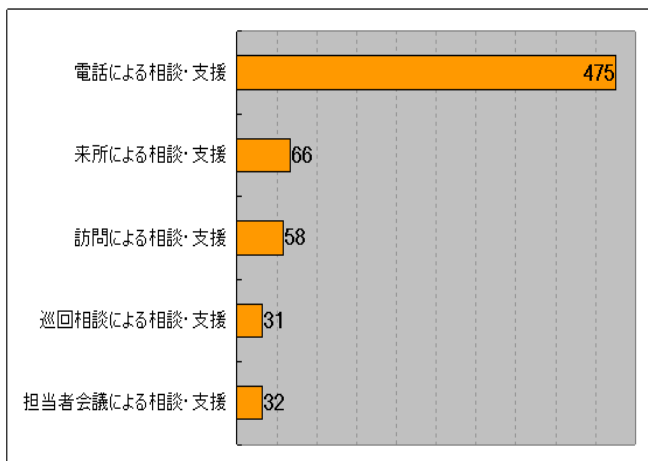
1 これまでの実績

相談については、行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター・関連事業所等からの相談やケース会議への参加依頼も多くありました。

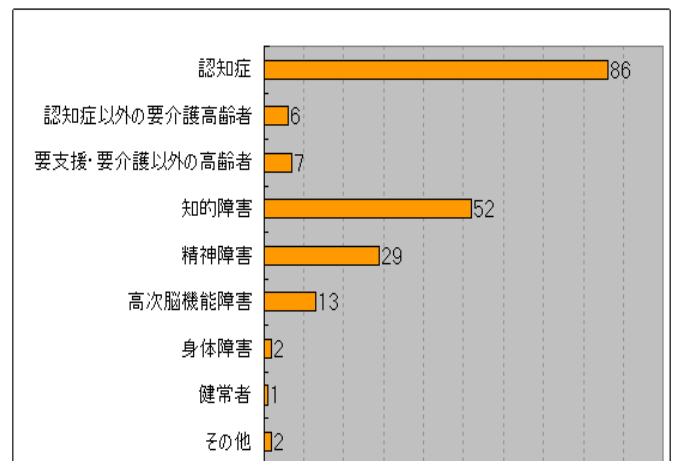
23 年 12 月からは住民相談も開始しました。一般の方からの相談も多岐にわたります。

尾張東部圏域だけでなく、近隣市町の方からも相談がありますが、基本的には地域の窓口をご紹介します。(地域の相談窓口がまだ整備されていないので、どこに連絡したらいいのかわからないのですね)

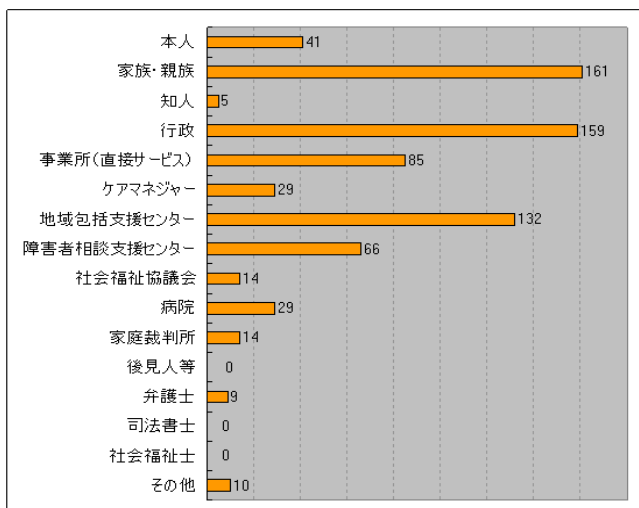
法人受任については 24 年 3 月時点で 6 件受任し、他に 4 件受任予定です。



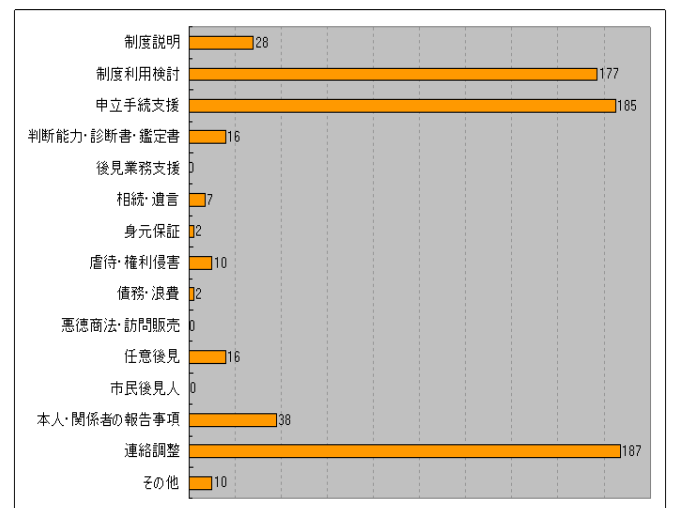
相談件数



要支援者種別



相談者区分



相談内容区分

研修会 については 30 回開催、約 1000 人以上の方に成年後見制度についてお伝えしてまいりました。毎回必ず多くの質問あります。研修会終了後には個別の事案についての相談や、後日予約時間を取って対応しています。

わかりにくい制度の説明は、事例を入れてイラストを多く使うなどして、工夫を重ねています。毎回アンケートを取っていますので、みなさんの意見を参考にしながら、わかりやすくお伝えしてまずは後見制度を知っていただくことが権利擁護の第一歩と考えています。



研修会等実績

日時	内 容	参加人数
10月25日	第1回尾張東部障害保健福祉圏域会議(日進市)	22
11月7日	行政職員等成年後見研修会(瀬戸市)	81
11月8日	日進市東地区民生委員児童委員連絡会(日進市)	35
11月8日	日進市中地区民生委員児童委員連絡会(日進市)	45
11月9日	日進市西地区民生委員児童委員連絡会(日進市)	40
11月11日	行政職員等成年後見研修会(東郷町)	37
11月14日	行政職員等成年後見研修会(日進市)	36
11月15日	行政職員等成年後見研修会(長久手町)	29
11月17日	行政職員等成年後見研修会(豊明市)	56
11月24日	医療連携実務協議会学習会(瀬戸市)	15
11月25日	行政職員等成年後見研修会(尾張旭市)	50
12月1日	愛知障害フォーラム 地域フォーラム(日進市)	50
12月16日	瀬戸市地域包括支援センター成年後見センター勉強会(瀬戸市)	15
1月19日	瀬戸介護事業連絡協議会(瀬戸市)	95
1月26日	巡回学習会(長久手市)	40
1月30日	尾張東部地域精神保健福祉推進協議会(瀬戸市)	26
2月6日	巡回学習会(日進市)	11
2月7日	巡回学習会(瀬戸市)	5
2月10日	相談支援充実・機能強化研修(みよし市)	40
2月15日	豊明市障害者地域自立支援協議会(豊明市)	15
2月16日	巡回学習会(東郷町)	84
2月21日	巡回学習会(豊明市)	45
2月24日	長久手市希望の会勉強会(長久手市)	15
3月2日	瀬戸市ボランティア会議勉強会(瀬戸市)	20
3月5日	愛知県西三河北部障害保健福祉圏域会議	18
3月7日	日進市米野木老人クラブ定例会(日進市)	55
3月10日	東郷町おいまち会	15
3月13日	長久手市ケアマネサロン(長久手市)	25
3月14日	あゆみ協力会勉強会(日進市)	30
3月24日	障害者相談支援専門員強化研修	20
	合計30回	1070

2 開設記念講演会報告「講談で学ぶ成年後見制度」

今年1月には日進市民会館大ホールにて「講談で学ぶ成年後見制度」を開催しました。

瀬戸市～豊明市までの5市1町の住民の方を中心に約600名の来場がありました。成年後見制度は、難しい制度ですが講談仕立てにすると、とてもわかりやすいと大好評でした。

尾張東部圏域にセンターができたことをこれからも広く住民の方に知っていただき、たとえ判断能力が不十分になっても地域で暮らし続けていくことが出来るようにお手伝いをしていきます。

啓発事業のイベントについては、24年度は2か所で開催します。

現在、講師を調整中です。

成年後見だけでなく、権利擁護に関する講演会を行う予定です。決まり次第会員の皆様にはいち早くお知らせいたします。

尾張東部成年後見センター設立記念イベント

講談で学ぶ 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な
認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方の
財産や権利をまもる制度です。
知っておきたい、けれど、とっつきにくい制度のお話を
講談でわかりやすくご紹介します。

手話通訳
要約筆記
あり

平成24年
1月14日(土)
午後1時 開場/午後1時30分 開演
日進市民会館 大ホール
入場無料/申込不要

演目
第1話 認知症の老姉妹食い物に
第2話 経済的虐待を防ぐために
第3話 ナオト君だって
一人の人間なんだよ

講演台本作成 (社) 成年後見事業所 アンカー
●尾張東部成年後見センターの紹介

講演者 神田 織音さん
高校時代から芝居の勉強を始め、1999年に女優
訓練所の神田香織に入門する。同年9月に卒業と
なり4年間の修行を積み、2003年には二つ目に
昇進。また2011年4月に真打に昇進し現在に至る。
講談の世界にゴールはなく日々鍛錬に励む。

お問合せ
特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター
TEL:0561-75-5008 FAX:0561-75-5088 ホームページ <http://owaritoubu-kouken.net>

講演会アンケート(抜粋)

- ・ 講談という方法での情報伝達はおもしろい。
- ・ 特に第3話は障害者の偏見を知る事ができる具体的なよいお話でした。
- ・ 家族の考えが違うとどうなるのかなど、いろいろ心配があります。介護にしても子供らの考えが一致しないと難しいと感じました。
- ・ NPOの後見組織を多く育成してください。
- ・ 理解しやすく、各市町で行うと良い。
- ・ PRをもっと広げて気軽に相談行けるようにしてください。
- ・ 民生委員として相談を受けた時に対応できる自信ができました。
- ・ 大変良いわかりやすい講談説明でした。本日は会場に参り大変得した気持ちになりました。こんな良く分かりやすい説明が多くの人に伝わりますように。ありがとうございました。
- ・ 本当に考えなければと思いますが、身近に無い場合、なかなか情報も入らず、もっと公開するか、このような機会があればと思います。
- ・ 講談という形で聞くことでより身近に制度を感じる事ができた。
今後も身近に感じる事ができる形で広めていただきたい。
- ・ 後見人を市民サポートで行う場合の後見人により経済的虐待の防止は？

3 平成 24 年度事業計画

法人後見受任

巡回相談 各市町 月 1 回

権利擁護啓発イベント 7 月頃

市民向け成年後見サポーター養成講座

行政職員等研修会 ・ 住民向け研修会 開催予定（年間 12 回）

医療福祉関係者対象 勉強会開催予定（平成 24 年 5 月から隔月開催）



4 平成 24 年 4 月 1 日より事務所移転

24 年 4 月からは、日進市に新設された日進市障害者福祉センターに転居しました

このセンターは、相談支援を軸に、障害のある人のライフステージを通じ、一貫した支援を展開する拠点として整備されています。

障害のある人を支援する「地域生活支援センター」と発達に気になる子どもを支援する「子ども発達支援センター」の 2 つの機能を備える複合施設です。

施設のコンセプト

- 明るく立ち寄りやすい施設
- 使いやすい施設
- やさしく守られた施設

5 月の総会は障害者福祉センター行いますので是非ご出席ください。



5 第 1 回総会のお知らせ 下記のとおり開催しますのでご予約ください。

日時 平成 24 年 5 月 20 日（日）14：00～15：30

場所 日進市障害者福祉センター内

別紙総会案内 出欠表同封しました。

5 月 15 日までにファックス・mail・又は郵送にてご連絡をお願いします。

《あて先》 Fax : 0561-75-5088

メール : mail@owaritoubu-kouken.net

《会費納入について》尾張東部成年後見センターの活動にご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。24 年度につきましても、引き続き更新していただきますようお願いいたします。また、会費納入については下記の銀行口座に振り込みをお願いいたします。

24 年度 年会費納入のお願い

法人正会員	一口	10,000 円
個人正会員	一口	5,000 円
個人賛助会員	一口	3,000 円



※振込先 三菱東京UFJ銀行 支店番号 745 日進支店 口座番号 0076099

※会員の特典は特ありませんが、会員となって法人を支えることを通じて、地域の権利擁護の推進に貢献していただいています。法人は、みなさまの支援をいただき権利擁護の推進に一層の努力をしていきます。